

# 一般社団法人Weave会員規約 (Weavers)

## 第1章 総則

第1条 この規約は、一般社団法人Weave（以下「本法人」）の会員について定める。

2 本規約は本法人の定款第11条の規定に則して社員総会の議決により発行する。

## 第2章 会員の定義

第2条（会員）この規約でいう会員とは、本法人の目的に賛同して入会し、その趣旨に沿った活動、事業を行う個人または団体等をいう。

第3条（会員種別）当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 一般法人法上の社員であり、本法人の目的に賛同して入会した個人。社員及びフェローの通称を用いる。

（2）一般会員 本法人が行うサービスの提供・利用を主とする個人又は団体。

## 第3章 入会

第4条 本法人の会員となるには、社員総会において別に定める入会申込書により申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

2 代表理事は、前項の入会を認めない場合には、速やかに、理由を付した書面にて本人にその旨を通知しなければならない。

3 代表理事がその任にあたれない場合は、理事がその任を代行する。

第5条（有効期間）会員等の登録有効期間は1年間とする。

第6条（登録の更新）登録を更新しようとする者等は、登録有効期限の1ヵ月前より第4条に準じて必要な手続きを行うものとする。

## 第4章 会員の権利

第7条 一般会員は、社員総会への出席及び、議決権を行使することは認められない。

## 第5章 会費

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 納入された会費は、理由のいかんに関わらず払い戻さない。

## 第6章 退会

第9条（会員資格の喪失）会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）有効期間が終了したとき。

（2）退会届を提出したとき。

（3）当該会員が死亡したとき。

（4）社員総会の議決により除名されたとき。

第10条（退会等）会員は、退会届を提出することによりいつでも退会することができる。ただし、一ヶ月以上前に本法人に対して予告をするものとする。

第11条（会員の除名）会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。ただし、会員の除名については、総会開催の1週間前までに当該会員に除名の決議を目的とする総会の開催である旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

（1）別に定める規約に違反したとき。

- (2) 本法人の会員が本法人の名誉を毀損し、若しくは本法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

## 第7章 会員の管理

第12条（会員管理規定） 会員台帳は理事会の定める「会員管理規定」に従って事務局が管掌する。

2 会員の個人情報は法令等の規定に従って適切に管理するものとする。

第13条（会員番号） 「会員番号」を発行する。

## 第8章 規約の運用と改定

第14条 この規約の運用について必要な細則は、事務局が管掌し理事会の承認を経てこれを定める。

2 本規約の改定は理事会の承認を経て代表理事がこれを定める。

### 附則1（年会費）

会員は毎年以下の金額（消費税含む）を支払うものとする。

(ア) 正会員 50,000円

(イ) 一般会員 11,000円（学生は5,500円）

2. 年会費等の支払いは理事会の定める銀行口座への振り込みをもって行う。

### 附則2（Oruシェアオプション）

1. 正会員は会員期間中、Oruを自由に利用することができる。

2. 一般会員はOruシェアオプションにより、会員期間中、Oruを利用規約にもとづき、利用することができる。その場合、毎年、以下の金額（消費税含む）を支払うものとする。

(ア) Oruシェアオプション 11,000円（学生は5,500円）

3. Oruシェアオプションを利用しない場合、Oru利用規約により定める利用料を支払うものとする。

### 附則3（会員情報の管理）

1. 会員情報は法令等の規定に従って理事会が一元的に管理する。

### 附則4（入会手続き）

1. 入会しようとする者は所定の申込書に必要事項を記入の上、本法人の代表理事あて申し込む。

2. 入会に際しては正会員または一般会員1名以上の推薦を必要とする。

3. 代表理事は、前項の入会を認めない場合には、速やかに、理由を付した書面にて本人にその旨を通知しなければならない。

4. 過去に社員総会で除名処分を受けたものは最低5年間入会を申し込むことはできない。

### 附則5（会員番号）

1. 代表理事は事務局に対して新規入会者が決定した場合は直ちに会員番号の発行を指示する。

2. 事務局は会員番号を発行するとともに、情報を会員データベースへ登録する。

3. 運用細則は別途事務局で定める。

# Weavers入会申し込み書

一般社団法人Weave 御中

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

入会後は一般社団法人Weaveの定款及び会員規約を遵守致します。

申込日	年 月 日		
ふりがな			年
氏名（署名）			月 日
所属団体名 (勤務先・学校名など)			
住所	〒		
電話番号			
電子メールアドレス			
紹介者（会員）	氏名		
	連絡先		
会員種別 (該当種別を○で囲んでください)	正会員	一般会員	学生会員
	50,000円（税込）/年	11,000円（税込）/年	5,500円（税込）/年
oruシェアオプション (○or×を記入してください)	———	11,000円（税込）/年	5,500円（税込）/年
入会の目的や期待 Weaversで取り組みたいことなど			
普段のお取り組み ・ 事業や活動など ・ 課題、テーマなど			
コミュニティへのコミット ・ 得意なこと ・ 提供できそうなリソース など			
ご質問や要望			
面談希望日（複数）			

<個人情報の利用目的に関するお知らせ>

入会申込書に記載の個人情報については、個人情報保護に基づき、会員の特定及び関連情報の提供を目的として、一般社団法人Weaveが使用し、本人の許可なく法人外に開示、提供することはありません。

受付日:

承認日:

会員番号:

